

令和6年度第1回前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）

会 議 次 第

と き 令和6年5月31日（金）

（社会福祉審議会終了後）

場 所 前橋市総合福祉会館 3階第5会議室

挨拶及び自己紹介

1 開 会

2 議 題

（1）専門分科会長の選出について

（2）職務代理者の指名について

3 その他

（1）児童福祉専門分科会の概要について 【資料1】

（2）第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた検討の進め方について 【資料2】

（3）前橋市こども基本条例の制定及び前橋市こども計画の策定に向けた検討の進め方について 【資料3】

（4）こども家庭センターの設置について 【資料4】

4 閉 会

前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）の概要

1 設置目的

前橋市社会福祉審議会条例第6条第1項第3号に基づき、児童福祉に関する事項及び子ども子育て支援法に規定する事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する事項等を調査審議するために設置されているものです。子ども・子育て支援事業計画に対し意見を反映するための「子ども・子育て会議」の役割も兼ねています。

2 主な所掌事務

- (1) 子育て支援に関すること
- (2) 母子の健康支援に関すること
- (3) 特別な支援を必要とする児童や家庭への支援に関すること
- (4) 認定こども園、幼稚園、保育所（園）等に関すること
- (5) 子ども・子育て支援事業計画に関すること
- (6) その他こども施策の推進に関すること

3 任期等

- ・ 令和6年度～令和8年度の3年任期
- ・ 委員数 14人
- ・ 委員報酬 あり

4 その他

令和6年度の分科会につきましては、3回～4回の開催を予定しています。

第三期 前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた検討の進め方について

1 前橋市子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みを算出し、具体的な目標設定を行うことを目的に、5か年を一期として策定する事業計画です。現在は、令和2年度から令和6年度までの第二期前橋市子ども・子育て支援事業計画の期間中であり、令和7年度から令和11年度までの次期第三期事業計画を今年度中に作成します。

なお策定に当たっては、法により審議会の意見を聴くこととされており、前橋市社会福祉審議会児童福祉専門部会(子ども・子育て会議)の意見を伺い、策定作業を進めます。

2 策定までのスケジュール案 (※)＝子ども・子育て会議 予定

実施時期	実施内容
令和6年6月下旬(予定)	第三期 前橋市子ども・子育て支援事業計画についての概要説明 (※)
令和6年6月～7月	保育ニーズ調査の実施(無作為抽出:市内在住2,600人の保護者対象)
令和6年8月～9月	保育ニーズ調査の取りまとめ
令和6年9月～12月	第三期 前橋市子ども・子育て支援事業計画 素案作成 (※)
令和7年1月	パブリックコメントの実施
令和7年2月～3月	第三期 前橋市子ども・子育て支援事業計画 最終稿作成、概要版作成 (※)

3 参考資料

第二期 前橋市子ども・子育て支援事業計画 概要版(令和2年度～令和6年度)

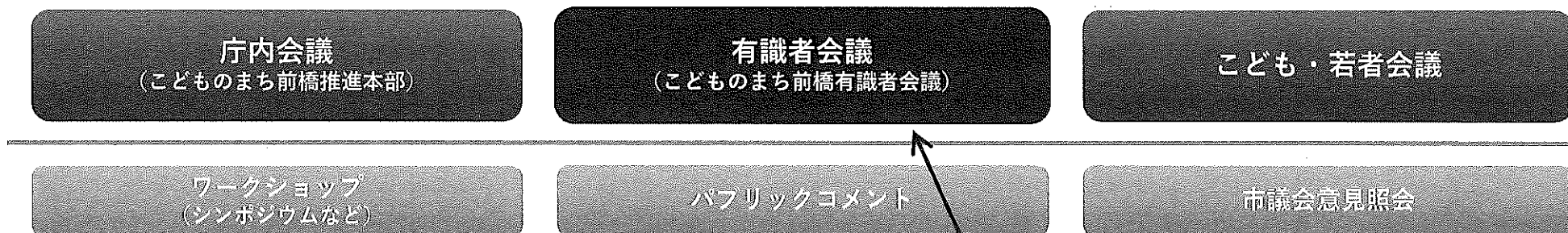
前橋市こども基本条例の制定及び前橋市こども計画の策定に向けた検討の進め方について

1 趣旨

- ・ こどもの権利を守り、こどもの視点でまちづくりを推進するため、こども基本条例を制定する。
- ・ こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こども計画を策定する。

2 検討方法

- ・ 3つの会議で検討するほか、ワークショップ（シンポジウムなど）、パブコメ、議会意見照会などにより、こどもを含めた市民の声を聴き、反映させながら進める。
- ・ 有識者会議は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）に、学校や社会教育の関係者とこどもの人権などを専門とする弁護士を加えて、こどものまち前橋有識者会議として新たに設置し、専門的な見地から審議していただく。



3 スケジュール

- ・ 令和6～7年度で検討を行い、令和8年4月からの施行を目指す。
- ・ 会議は、原則として子ども・子育て会議と併せ開催する。

社会福祉審議会児童福祉専門分科会（子ども・子育て会議）に、教育関係者、弁護士を追加した会議を設置

前橋市こども家庭センターの設置について

児童福祉法等の改正を受け、令和6年4月1日付けで、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を統合し、保健センター2階に設置

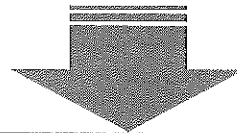
法改正前

子育て世代包括支援センター

- ・ 根拠法：母子保健法第22条
- ・ 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施

子ども家庭総合支援拠点

- ・ 根拠法：児童福祉法第10条の2
- ・ 特に要支援児童及び要保護児童等への支援を実施



法改正後

こども家庭センター

- ・ 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の意義や機能は維持
- ・ 妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う
- ・ 多様な家庭環境等に関する支援体制を充実、強化

前橋市こども未来部（こども家庭センター）の体制

こども未来部

部長：センター長



こども支援課

課長：統括支援員

- ・ こども政策係：こども政策の推進に関すること
- ・ 子育て給付係：児童手当等の支給、母子父子福祉に関すること
- ・ 家庭児童相談係：児童虐待、要保護児童対策及び支援に関すること
- ・ 地域子育て係：新生児訪問、妊産婦健診に関すること
- ・ こども健診係：乳幼児健診に関すること
- ・ おやこ健康係：健康教育、健康相談に関すること
- ・ こども発達支援センター：発達障害児等への相談支援に関すること

こども施設課

- ・ 施設管理係：保育施設の保育料、整備、設置認可に関すること
- ・ 施設指導係：公立保育所、児童館、ファミリーサポートセンターに関すること